

議案第 88 号

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例の制定について

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 12 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例

(設置)

第 1 条 令和 6 年度に発覚した土地区画整理事業における土地の売却に係る不適正な事務処理（次条において「不適正な事務処理」という。）について、市の内部調査の結果及び再発防止策の客観的かつ公正な検証等を行うため、さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不適正な事務処理を受けて実施した市の内部調査による結果の検証
- (2) 市が定めた再発防止策の検証
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の事務を終える日までの間とする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委

員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。